



熊本県公報

号外 第67号
令和5年(2023年)
3月22日(水)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県個人情報保護条例第2条第7号ウの知事が定める施設等を定める規則を廃止する規則……………(県政情報文書課) 1
- 知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則……………() 1

規 則

熊本県個人情報保護条例第2条第7号ウの知事が定める施設等を定める規則を廃止する規則をここに公布する。
令和5年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第5号

熊本県個人情報保護条例第2条第7号ウの知事が定める施設等を定める規則を廃止する規則
熊本県個人情報保護条例第2条第7号ウの知事が定める施設等を定める規則(平成24年熊本県規則第29号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則をここに公布する。
令和5年3月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第6号

知事の保有する保有個人情報の開示等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)及び熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」という。)に基づき、知事の保有する保有個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書等)

第2条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第1号様式によるものとする。
2 法第77条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(未成年者の法定代理人による開示請求に係る意見の聴取)

第3条 知事は、未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合には、法第78条第1項第1号の規定に該当するかの判断に当たり、必要に応じ、本人に対して意見を聴くものとする。

(条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等)

第4条 条例第4条第1号の実施機関が定める公務員等は、次に掲げる公務員等とする。

- (1) 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第54条第1項に規定する麻薬取締官及び同条第2項に規定する麻薬取締員
- (2) 漁業法(昭和24年法律第267号)第128条第1項に規定する漁業監督官及び漁業監督吏員であって、同条第5項の規定により指名されたもの

(開示決定等に係る通知書)

第5条 法第82条第1項又は第2項の規定による開示決定等に係る通知は、次の各号に掲げる開示決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(別記第3号様式)
- (2) 法第82条第1項の規定による開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書(別記第4号様式)
- (3) 法第82条第2項の規定による開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定 保有個人情報不開示決定通知書(別記第5号様式)

- (開示決定等の期限の延長に係る通知書)
 第6条 条例第5条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(別記第6号様式)により行うものとする。
 (開示決定等の期限の特例に係る通知書)
 第7条 条例第6条後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(別記第7号様式)により行うものとする。
 (開示請求に係る事案の移送)
 第8条 知事は、法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報開示請求事案移送書(別記第8号様式)を交付するものとする。
 2 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書(別記第9号様式)により行うものとする。
 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
 第9条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第10号様式)により行うものとする。
 2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示請求に関する意見照会書(別記第11号様式)により行うものとする。
 3 法第86条第1項又は第2項の意見書は、別記第12号様式によるものとする。
 4 法第86条第3項後段の規定による通知は、反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書(別記第13号様式)により行うものとする。
 (開示の実施方法等)
 第10条 法第87条第1項の規定による文書又は図画の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる方法にあつては、当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、知事が現に保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次項において同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。
 (1) 当該文書又は図画(法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合には、次号に規定するもの)の閲覧
 (2) 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列1番又はA列2番の用紙に複写したものの交付(次号に掲げる方法に該当するものを除く。)
 (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
 (4) 当該文書又は図画をスキヤナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なもの)に限る。次項第1号において同じ。)に複写したものの交付
 2 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、知事が現に保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録の開示を実施することができる場合に限る。
 (1) ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 次に掲げる方法
 ア 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴
 イ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
 (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録 次に掲げる方法
 ア 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧又は交付
 イ その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として知事が定める方法
 3 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(別記第14号様式)により行わなければならない。
 (写しの交付等に要する費用等)
 第11条 条例第7条第2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者が負担する写しの交付又は実施機関が定める方法に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

区分		金額
文書又は図画	複写機により用紙に複写したもの(白黒)	用紙1枚につき10円
	複写機により用紙に複写したもの(カラー)	用紙1枚につき30円
電磁的記録	用紙へ出力したもの(白黒)	用紙1枚につき10円
	用紙へ出力したもの(カラー)	用紙1枚につき30円
	光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したもの	光ディスク1枚につき80円

光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したもの	光ディスク1枚につき 100円
その他当該電磁的記録の種類及び性質に応じた適切な方法として知事が定める方法	当該開示の方法に要する実費の範囲内で知事が定める額

備考

- 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用の額を算定する。
- 2 前項の規定により負担すべき費用は、現金で前納するものとする。
（写しの送付に要する費用の納付方法）
- 第12条 令第28条第4項の地方公共団体の規則で定める方法は、郵便切手又は現金で納付する方法その他実施機関（県が設立した地方独立行政法人を除く。）が定める方法とする。
（訂正請求書等）
- 第13条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第15号様式によるものとする。
2 法第91条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。
（訂正決定等に係る通知書）
- 第14条 法第93条第1項又は第2項の規定による訂正決定等の通知は、次の各号に掲げる訂正決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
（1） 法第93条第1項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（別記第16号様式）
（2） 法第93条第2項の規定による訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（別記第17号様式）
（訂正決定等の期限の延長に係る通知書）
- 第15条 法第94条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（別記第18号様式）により行うものとする。
（訂正決定等の期限の特例に係る通知書）
- 第16条 法第95条後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（別記第19号様式）により行うものとする。
（訂正請求に係る事案の移送）
- 第17条 知事は、法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、移送をする他の行政機関の長等に対して、保有個人情報訂正請求事案移送書（別記第20号様式）を交付するものとする。
2 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（別記第21号様式）により行うものとする。
（保有個人情報の提供先への訂正実施通知書）
- 第18条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報の訂正実施通知書（別記第22号様式）によるものとする。
（利用停止請求書等）
- 第19条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式によるものとする。
2 法第99条第3項の規定による補正の求めは、補正通知書（別記第2号様式）により行うものとする。
（利用停止決定等に係る通知書）
- 第20条 法第101条第1項又は第2項の規定による利用停止決定等の通知は、次の各号に掲げる利用停止決定等の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
（1） 法第101条第1項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記第24号様式）
（2） 法第101条第2項の規定による利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしない旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（別記第25号様式）
（利用停止決定等の期限の延長に係る通知書）
- 第21条 法第102条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（別記第26号様式）により行うものとする。
（利用停止決定等の期限の特例に係る通知書）
- 第22条 法第103条後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（別記第27号様式）により行うものとする。
（熊本県情報公開・個人情報保護審議会への諮問に係る通知書）
- 第23条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書（別記第28号様式）により行うものとする。
（第三者からの審査請求を棄却する場合における通知書）
- 第24条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項後段の規定による通知は、法第107条第1項第1号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書（別記第29号様式）、法第107条第1項第2号に掲げる裁決を行う場合には法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書

(別記第30号様式)により行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 知事が取り扱う個人情報の保護等に関する規則(平成13年熊本県規則第30号)は、廃止する。

別記第1号様式 (第2条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

熊本県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報(具体的に特定してください。)

--

2 求める開示の実施方法等

希望する方法等に✓を付してください。

<input type="checkbox"/> 事務所における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧等 <input type="checkbox"/> 写しの交付等 (<input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他())
<input type="checkbox"/> 写しの送付を希望する。 (<input type="checkbox"/> 用紙 <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他())
備考:

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による開示請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法又は写しの送付）及び開示の実施日について、希望がありましたら記載（開示の実施日については備考欄に記載）してください。なお、実施の方法及び実施日は知事の定めるところによりますので、希望する実施の方法及び実施日に対応できない場合があります。

また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 本人確認書類等

(1) 来所による開示請求の場合

来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

別記第2号様式（第2条、第13条、第19条関係）

補正通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

保有個人情報開示請求書

年 月 日付けで提出された保有個人情報訂正請求書 について、

保有個人情報利用停止請求書

下記のとおり不備がありましたので補正を求めます。

つきましては、年 月 日までに補正してください。

記

補正を要する事項	
補正の方法	
添付書類	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第3号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知書

熊本県指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおりその全部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for utilization purpose]

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
・期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝日を除く。）
・時間：
・場所：
(3) 写しの交付等に要する費用： 円
(内訳：
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、3（2）「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来ら

れる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

- (2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書若しくは定額小為替証書

別記第4号様式（第5条関係）

保有個人情報部分開示決定通知書

熊本県指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

1 開示する保有個人情報

[Empty box for disclosure information]

2 不開示とした部分とその理由

(不開示とした部分)

(根拠規定)

(理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 開示する保有個人情報の利用目的

[Empty box for utilization purpose]

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等：
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所
・期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝日を除く。）
・時間：
・場所：
(3) 写しの交付等に要する費用： 円
(内訳：)
(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

(注)

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください。

事務所における開示の実施を希望される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。

また、写しの送付を希望される場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」によりその旨を申し出てください。

2 開示の実施について

(1) 事務所における開示の実施を希望され、その旨別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、この通知書をお持ちください。この場合、事務所において写しの交付等に要する費用を現金で納付してください。

(2) 写しの送付を希望された場合は、別紙「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」に併せて、写しの交付等に要する費用及び送付に要する費用を次のア及びイにより送付してください。

ア 写しの交付等に要する費用

現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

イ 送付に要する費用

郵便切手又は現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書

別記第5号様式（第5条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

熊本県指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定に
より、下記のとおりその全部を開示しないことと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示をしないことと した理由	(根拠規定) (理由)

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第6号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号）第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第7号様式（第7条関係）

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、熊本県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年熊本県条例第44号。以下「条例」といいます。）第6条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第6条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第8号様式（第8条関係）

保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備 考	

<本件連絡先>
 担当課等名：
 （担当者名）（内線： ）
 電 話：
 e-mail：

別記第9号様式（第8条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当課等名： 所在地： 電話番号：
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第10号様式 (第9条関係)

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第11号様式（第9条関係）

保有個人情報開示請求に関する意見照会書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなた（貴団体）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先	(担当課等名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第12号様式 (第9条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

熊本県知事 様

(ふりがな)

氏名又は名称 _____

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所 _____

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	

(注)

1 「開示についての御意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

別記第13号様式 (第9条関係)

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

あなた(貴団体)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第86条第3項後段の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示することとした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第14号様式(第10条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

熊本県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所 _____

〒 _____ Tel () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書(保有個人情報部分開示決定通知書)の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧等	① 全部 ② 一部
	(2) 写しの交付等	① 全部 ② 一部

3 写しの交付等に要する費用

種別	金額
<input type="checkbox"/> 用紙(枚) <input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他()	円

※ 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚とします。

4 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

5 「写しの送付」の希望の有無 (有 : 同封する郵便切手等の額 円)
無)

<本件連絡先>

担当課等名:

電 話:

別記第15号様式(第13条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

熊本県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL (_____) _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(注)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による訂正請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載してください。

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による訂正請求の場合

来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合にのみ記載してください。

代理人のうち、法定代理人が訂正請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が訂正請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（訂正請求をする日前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。

別記第16号様式(第14条関係)

保有個人情報訂正決定通知書

熊本県指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第17号様式（第14条関係）

保有個人情報を訂正しない旨の決定通知書

熊本県指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：

別記第18号様式(第15条関係)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第19号様式(第16条関係)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第20号様式 (第17条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名：
（担当者名）（内線： ）
電 話：
e-mail：

別記第21号様式(第17条関係)

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 担当課等名: 所在地: 電話番号:
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第22号様式(第18条関係)

提供している保有個人情報の訂正実施通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで提供した下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>
担当課等名:
(担当者名) (内線:)
電 話:
e-mail:

別記第23号様式(第19条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

熊本県知事 様

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定等に係る通知書の文書番号： 日付：年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他() ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)	ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他()

(注)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」といいます。）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名及び住所又は居所を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載してください。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載してください。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

ア 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法第63条の規定（不適正な利用の禁止）に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入してください。

イ 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等や外国にある第三者等に提供されているときに該当すると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にならなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 来所による利用停止請求の場合

来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第29条において読み替えて準用する同令第22条第1項に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（個人番号カードとみなされる住民基本台帳カードを含みます。）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。
代理人のうち、法定代理人が利用停止請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。

代理人のうち、任意代理人が利用停止請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（利用停止請求をする日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。

別記第24号様式（第20条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

熊本県指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
利用停止年月日	年 月 日
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第25号様式 (第20条関係)

保有個人情報の利用を停止しない旨の決定通知書

熊本県指令 第 号
住 所
氏 名

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

年 月 日

熊本県知事 印

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
利用停止をしないこ ととした理由	
備 考	

教 示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第26号様式(第21条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る 保有個人情報の名称 等	
延長前の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第27号様式(第22条関係)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」といいます。)第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
備 考	

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第28号様式(第23条関係)

熊本県情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり熊本県情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問年月日	年 月 日

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

(注) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・文書番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類(開示決定、不開示決定等)を記載する。

別記第29号様式(第24条関係)

法第107条第1項第1号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで審査請求のありました開示決定に係る保有個人情報について、下記のとおりその(全部・一部)を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名:
電 話:

別記第30号様式（第24条関係）

法第107条第1項第2号に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました保有個人情報について、下記のとおりその（全部・一部）を開示することとしましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第107条第1項において準用する第86条第3項後段の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとしたあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け 熊本県指令 第 号
開示を実施する日	年 月 日
備 考	

教 示

この通知に係る開示決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

<本件連絡先>
担当課等名：
電 話：